

議案第76号

松阪市立歴史民俗資料館条例の一部改正について

松阪市立歴史民俗資料館条例（平成17年松阪市条例第258号）の一部を次のように改正する。

平成30年6月19日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

松阪市立歴史民俗資料館条例（平成17年松阪市条例第258号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分		入館料	
		入館券	共通券
一般	個人	100円	80円
	団体	80円	60円
6歳以上	個人	50円	40円
18歳以下	団体	30円	20円

備考

- 1 学齢に達しない者は無料とする。
- 2 団体は、20人以上の場合に適用する。
- 3 共通券は、同一の日において、旧長谷川邸、旧小津邸、原田二郎旧宅及び松阪市立歴史民俗資料館の4館のうち2館以上の施設に入館する場合に適用する。
- 4 共通券の金額は、2館以上の施設に係る共通券の金額のうち松阪市立歴史民俗資料館に係る金額を指す。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。